
参 考 資 料

若年雇用に関する決議（2005年第93回ILO総会採択、ジュネーブ）

（仮訳：ILO駐日事務所）

国際労働機関（ILO）の総会は2005年に第93回会期として会合し、
第六報告書「若者：ディーセント・ワークへの道」に基づき一般討議を行い、

1. 以下の結論を採択する。
2. 理事会に対し、若年雇用に関する将来の活動計画の際に十分考慮するよう呼びかけ、事務局長に対し、2006-07年度事業計画と予算の実施及び同二事業年度において利用可能な資源の配分において配慮するよう要請する。

若者のディーセント・ワークへの道の推進に関する結論

1. 若い女性及び男性が直面する雇用課題への対応においては、以下の事柄を想起することが重要である。即ち、ILOのディーセント・ワーク・アジェンダ、ILO世界雇用戦略、国連ミレニアム宣言、ILOのフィラデルフィア宣言、仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ、仕事と若者に係る国際労働基準体系（別添を参照）、若年雇用に関する三者構成会議「前進への道」の結論（ジュネーブ、2004年10月13-15日）、グローバル化の社会的側面に関する世界委員会、多機関構成の若年雇用ネットワークへのILOの参加。

論点と課題

2. あらゆる地域と国々で、若い女性と男性は夢と希望、あこがれを抱いて人生の道を歩み始める。しかし、若者は各地で労働市場における課題に直面する。若者に機会を与えるためには、ディーセントな（人間らしい）雇用に至る複数の道が必要である。若者のディーセント・ワークを達成することは、貧困撲滅と持続可能な開発、成長と全ての人々の福祉にとって必要不可欠な要素である。

3. 若者は労働市場にさまざまな資産をもたらす。それらはすなわち、関連性がある最近の教育と訓練。熱意、希望と新しいアイデア。学習し、教えを受けようとの意欲。新しい技能・技術に対して開かれていること。労働市場参入にあたっての現実的な期待。移動性と適応性。労働力の高齢化する国では、その課題にこたえようとする新世代を代表する。課題は、他者の仕事を奪うことなく、若者を就業させることである。政策形成者は世代間の問題を考慮し、その文脈の中でライフサイクルに根ざしたアプローチを認識する必要がある。

4. 若者は様々な地元、国、地域、国際的な状況の中で雇用され、仕事を求めている。開発途上国と先進国の間での差に加え、それぞれの国群の間でも多様な状況が存在する。政府、使用者と若年労働者はそれぞれ同質的な集団ではなく、異なるニーズ、能力と期待を持っている。仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップは、各国の状況と開発水準に関わらず普遍的に適用される。

5. 若者の多くは就学中であるか、ディーセント

な仕事に就いている。多くの国では、教育から仕事の世界への円滑な移行が可能である。国によっては、労働力の高齢化もまた若者の機会増大に結びついている。若者が就く仕事には様々な形態があり、正規のフルタイム労働からパート労働、臨時雇用、一時的または季節的な労働など、雇用条件は極めて多様である。これらの雇用形態は、若者の労働市場への入り口となり、若者の長期的雇用の展望を拡充する場合もある。しかし残念なことにディーセント・ワークに就くことができない若者もたいへん多い。かなりの若者が、不完全就業、失業、求職中か仕事と仕事の間に身を置いており、あるいはインフォーマルで断続的、不安定な労働形態のもとで受け入れがたい長時間労働を強いられ、個人的にも、職業的にも成長する見込みがない状態に置かれている。能力を生かせない低賃金かつ低技能の仕事につき、キャリアを進展させられる見込みがない。あるいは不本意なパートタイム労働から抜け出せず、臨時・季節労働や都市部農村部を問わずインフォーマル経済の貧弱で不安定な状況に置かれている。他にも若年労働者は、十分な収入、教育の機会、訓練と生涯学習、社会保護、安全な職場、安全保障、国際労働基準により保護されている代表権と権利（結社の自由、団体交渉、嫌がらせと差別からの保護）を欠いている。

6. 世界の10億人を超える若者の85パーセントが開発途上国に住み、かつ貧困者の割合が高く、雇用機会も十分には与えられていない。若年雇用には地域的なばらつきが大きい。グローバル化の不均等な影響及び現在の経済活動の非対称性も原因となり、他国よりも厳しい課題に直面する国々も存在する。HIV/エイズによる苦難、対外債務の重圧、武力紛争、貧弱なガバナンス、不安定な制度機構とジェンダー不平等が、弱い経済成長と相まって仕事創出に必要な官民投資を抑制する。急速な人口成長により、殆どの開発途上国では、ディーセント・ワークの機会

を探す若者の数が大幅に増えると予測されている。

7. 先進国の課題は、緩慢な経済と雇用の成長、職業への移行、差別、社会的に不利な立場、周期的動向、そして数々の構造的要因に関連する場合がある。異なる若年雇用課題には、それぞれ具体的な対応が必要である。

8. 若者の労働市場での見通しは、ジェンダー、年齢、民族性、教育水準、家族的背景、健康状態と障害などの要因に大きく左右される。そのため、一部の若者がより弱い立場に置かれ、ディーセント・ワークを確保し維持するうえで特別な不利益に直面している。

9. 投資及び企業の規制環境と労働法は、経済成長と若者のディーセントな雇用の促進する投資環境を促進する必要がある。法規制では雇用を直接創出することはできず促進されるのみであるが、国際労働基準に根ざした労働法規制は雇用保護を提供し、生産性の伸びを支える。これらは特に若者においてディーセント・ワークを実現するための基本条件である。労働法及び団体協約（後者が存在する場合）は、すべての若年労働者に適用されるべきである。偽装された雇用関係にあるために保護を欠く者にも適用される必要がある⁽¹⁾。インフォーマル経済に働く人々をフォーマル経済に移すための取り組みがなされる必要がある。活力ある環境の創出、よいガバナンスの追求、持続可能な物質的・社会的インフラは、既存の事業の競争力と新規事業の立ち上げのために必要である。

10. 若者への投資は、個人及びコミュニティと社会に恩恵をもたらす。若者のためのディーセント・ワークは経済社会全体に相乗効果を解き放ち、投資と消費需要を押し上げ、世代を超えてより安定した結束力ある社会的結合（それには制度的な職場知識の共有も含まれる）を確保する。これらは若者を社会的依存から自立へと移行させ、貧困を免れて社会

(1) ILO総会の雇用関係に関する一般討議の結論の中で引用されている。

に積極的に貢献することを可能にする。

11. 若年失業と不完全就業は重い社会経済費用を課し、それにより経済成長の機会が失われ、税源が侵食されることでインフラと公共サービスへの投資が損なわれ、福祉費用が増大し、教育訓練投資の未利用が起きる。さらに、社会不安と紛争、貧困水準の上昇、犯罪と薬物乱用にも関係している場合もある。

12. 若年雇用課題は一般的な雇用状況に拘束され、若年固有の特質はあるものの、下記のものを含む一般的な要因に影響されて正負の結果がもたらされる。

- ・ グローバル化の影響
- ・ 開発途上国の構造改革の影響
- ・ 総需要の水準と変動
- ・ 人口動向
- ・ 経済活動、官民投資、持続可能な成長の水準
- ・ 開発途上国における成長の雇用集約度
- ・ 企業と労働者の権利保護を可能にする規制環境
- ・ 起業家精神と企業設立の選択肢（協同組合を含む）
- ・ 教育訓練の成果
- ・ 教育と労働市場ニーズの関係
- ・ 労働経験と労働市場サービス

13. 労働市場への新規参入者である若年労働者の中には、市場条件の振幅から年齢の高い労働者が守られるような特定の訓練や年功を欠いている者もいる。若者の雇用は経済状態に大きく依存している。経済低迷期には、「最後に雇用され最初に解雇される」慣行と求人欠如が、新たな雇用を見つける用意が不十分な若年労働者にとっては特に大きな損害をもたらす。

14. 教育から仕事に順調に移行する若者もいるが、その他あまりにも大勢にとってはその移行が問題をはらむものとなっている。ひとつの懸念は、若者が職業訓練の機会を得、雇用可能ではない状態から雇用可能である状態へと移行するために必要な基本的

な読み書きと数量的思考の技能をもたない場合である。また別の懸念は、長期にわたり若者が雇用及び教育訓練に携わっていない場合である。他にも若者の中には学校を修了せず、あるいは確実に持続可能な雇用機会を獲得するには不十分な技能しか持たない者もいる。

15. 仕事につけないことは、仕事に関連した技能及び訓練機会の欠如、若者が訓練された技能への低い需要、または労働市場における需要の変化といった原因に関連していることもある。このようなミスマッチは長期にわたる求職期間、高い失業率、低技能で不安定な労働に長期的に従事するということにつながる。労働経験と起業家として発展する機会の欠如は、不十分な労働市場情報と職業指導と相談の欠如、職業紹介機構が整備されていないこととあまって、ディーセントな仕事を得ることにおける問題を悪化させる。

16. 特定集団に属する若者は、障害を抱える者、HIV/エイズに罹患している者、先住民の若者、危険な労働に従事している者、除隊された兵士、少数民族、移民、その他社会的に不利な立場の若者など、差別と社会的排除に起因する具体的な困難に直面している。一般的に、若い女性、特に若い母親は失業、差別、セクシャル・ハラスメント、不完全就業と貧弱な労働条件に陥りやすい。時には年齢のみを理由に、若者が十分に資格をもち能力を生かせる雇用機会を入手しようとするのを拒否される場合もある。

17. 政府と社会的パートナーは、若年雇用の課題を若い女性と男性の参加を得て対処しようと尽力している。若年労働者、労働者団体、若年労働者の使用者及び使用者団体を、若者の労働市場政策と計画の策定・実施と監視によりいっそう関与させるために、緊急の行動が必要である。

若者のディーセント・ワークに
向けた政策と計画

18. 雇用政策に関する条約（1964年、第122号）の

原則は、「加盟国は、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言し及び遂行する」ことであるが、これは若者に向けたいかなる雇用政策においても根本をなす事柄である。

19. 万能策はないにせよ、若年雇用課題への対応には、マクロ経済とミクロ経済の介入を組み合わせ、労働需要・供給両面、雇用の量と質に関わる統合的で整合性のあるアプローチが必要である。若年雇用はバランスのとれた政策群を通じて、関連するすべての社会・雇用・経済政策において検討する必要がある。若年雇用の課題を後押しする各国の貿易・産業・訓練・賃金政策と社会的パートナーの適切な関与もまた必要である。若者の雇用見通しは一般雇用状況と複雑にからみあっており、とりわけ経済条件の変動に対して脆弱でありうる。よって、平等及び社会的統合と公平な社会を推進しつつ、不利な立場を克服することを目標にした介入が必要である。不利益の循環が世代を超えて繰り返されるのを防止する政策とプログラムは、若者の社会的統合とディーセント・ワークの達成において不可欠である。

20. 持続的な高い経済成長は雇用創出（質のよい若者の雇用も含む）の必要条件である。これは、安定した政治経済条件のもとで、投資及び生産能力と総需要の拡大を通じて雇用成長とその持続性を支持するマクロ経済政策を必要とする。政府は、製造・サービス部門を含む経済拡大を可能にするマクロ経済・産業政策の主体性を確保するだけの政治的裁量が必要である。社会発展と経済成長は並行して進むべきである。貿易と海外直接投資を含むグローバル化関連の政策は、若者のためのディーセントな仕事を生み出すために必要に応じて修正される必要がある。金融、財政、貿易と社会保障政策は、一層のかつ持続可能な経済成長、雇用創出と社会保護に関する全体的な目標と整合性をもつ必要がある。マクロ経済政策の選択に応じて起こりうる雇用への影響を査定することで、適切な政策の組み合わせについて

の情報が得られる。

21. 経済成長と雇用創出を国内政策目標の中心に据えるには、支持的で整合性のある、国・地域・国際政策枠組みが必要である。開発途上国が経済開発とディーセント・ワークを推進するための追加的な財源へのアクセスが得られるよう、国内・国際レベルでの改革が必要である。債務帳消し等国際的な債務救済と政府開発援助（ODA）の増額は、このような改革の重要な要素を占める。さらに、グローバル化の社会的側面に関する世界委員会による幾つかの勧告は、特にこの点において関連性のあるものとなっている。ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するための国内・国際戦略は経済成長、貧困撲滅及び若年雇用を含む社会・雇用目標を統合する必要がある。2005年9月に予定されているミレニアム開発目標の再検討は、各国・地域・国際的な政策と戦略が、若者に重点を置いた全ての人々におけるディーセント・ワークの達成を促進するうえでどの程度対応しているかを評価する優れた機会である。

22. 一層の持続可能な成長は必要だが、特に若者においてそれは持続可能な雇用創出の十分条件ではない。一連の補完的政策が、成長の雇用面を充実させる一方で、生産性を改善し、適切な社会保護を確保するために必要とされている。企業を強化し、労働需要を拡充し、かつ供給される労働力の質を高めることを狙いとする政策を導入する必要がある。若者の採用に不利にならないよう政府はすべての政策を検討するべきである。

23. 開発途上国では成長の雇用集約度を増さなければならない。例えばインフラへの雇用集約的な投資が低所得及び低技能の労働者において持続可能なディーセント・ワークを増やし、かつ生産性を改善して生産高を増やすための資産を作り出す効果的な手段であることが示されてきた。このような投資は、特に訓練と組み合わせられたときに貧困を緩和することが実証されている手段である。

24. 若者の起業家精神の育成は、雇用政策の重要

な一部である。若者の中には起業家となり、企業を設立するかそうした企業に入社する可能性がある者がいる。また、協同組合を設立したり参加したりする可能性のある者もいる。こうした可能性を、起業家や協同組合が直面する機会とリスクに関する情報、特に若者に向けた事業開発サービス、メンタリングと金融サービス（信用とベンチャー資本へのアクセス等）、登録手続きの簡素化（事業参入等）を組み合わせた活力ある環境において積極的に養うべきであろう。使用者団体は政府と共に積極的な役割を果たすことができる。起業家精神と協同組合の開発においては、国際労働基準が尊重される必要がある。協同組合に関する国内法規と政策は、協同組合の振興に関する勧告（2002年、第193号）に準拠するべきである。

25. 2004年の国連開発計画報告書「起業家精神を解き放つ：貧困者に資するビジネスに向けて」の中で述べられているように、先進国政府には以下が求められる。

開発途上国の起業家の可能性を十分に生かすために、国際的なマクロ経済及び政策環境を整える。活気のある国際経済は、開発途上国企業の商品に市場を提供する。さらに、開発援助の流れを増やし、開発途上国の生産者に公正な経済機会を提供するために国際貿易制度を改革することは、国内民間投資の迅速な成長を推進するために必要不可欠である。

26. 起業及び協同組合等の小企業に向けた政策は、各国の異なる状況の中で若者への関連性の観点から検討されるべきである。雇用促進政策は、小企業を設立ないし参加することに若者を引き付け、情報を与え、支援すること、またインフォーマル経済で働く若者に対してフォーマル経済に移行することを支援することができるよう、再検討される必要がある。協同組合も含む中小企業は、雇用創出の原動力であり、革新と起業の苗床となりうる。中小企業の多くが周縁的な存在であり、フォーマル経済の外で活動

する国もある。小企業を創立ないしその中で働く人々が労使団体へ参加をする権利は重要である。

27. 政労使の対話は、若年雇用を生み出す可能性が高い特定産業と部門を対象にした政策に貢献する。開発途上国では、農業生産及び農村の非農業、製造業、観光業と技術的能力を増大させることを意図する政策は、経済成長と若者のディーセントな雇用の双方を拡大する実質的な見込みを提供することができる。特に開発途上国における適切で質の高い公共サービスの提供は、保健医療、教育、公益事業、電力と水道等の分野で必要であり、直接的に追加的な若者のディーセント・ワークを生み出すばかりでなく、民間投資と雇用成長を促進するための活力ある環境を提供する。官民イニシアティブを通じて経済活動を主要部門で拡大するかなりの見通しが得られ、それはまた経済と仕事の拡大をも後押しする。技術に関連する技能開発は、教育と職業訓練が伴えば、若者に新たな機会を開くものとなる。

28. 国際労働基準と社会対話を考慮し、団体交渉権、結社の自由の推進、職場の安全、賃金と労働時間政策及び他の労働基準を認知する労働市場と社会保護政策及び雇用法規制は、若年労働者と若者の雇用見通しの改善を確保する必要がある。また、起業の規制環境は、経済成長と若者のディーセントな雇用を促進する投資環境を作り出すものである必要がある。

29. 政府は労使団体と協議し、労働市場情報・監督機構を設立し、特に若者の雇用状況に関する情報が定期的に流れるよう確保する必要がある。労働者の基本的権利を否定する危険な雇用情勢を避けるために、そして労働安全衛生面の保護を確保するために、労働監督と国内労働行政制度は主要な役割を果たし、必要に応じて強化される必要がある。

30. インフォーマル経済の若者の労働条件への対策には、小企業経営訓練、零細・小企業の協力と組織の促進、十分な資源を得ている労働監督制度と労働裁判所及び機能する三者機関などを通じた社会・

労働保護の完全な施行が含まれる。それぞれの組織を通じたインフォーマル経済の労働者と使用者の組織化もこの目的を達成するために重要である。インフォーマル経済の若者が、経営訓練、信用へのアクセス拡大や登録制度の簡略化などのインセンティブを通じてフォーマル経済への移行を可能にするために必要な規制の変化（事業参入障壁の除去を含む）に重点が置かれるべきであろう。

31. 投資と企業設立に資する活力ある環境は、成長と雇用のために必要不可欠である。そのような環境には、中小企業における仕事創出に関する勧告（1998年、第189号）が主張するように、質の高い公共サービス、所有権の認知、よいガバナンス、安定した制度、政治的安定、労働法、民間投資に資する法的枠組みなど必要不可欠な物理的・社会的インフラへの効果的な官民投資が含まれる。

32. 全ての人々に開かれた無料で質の高い初等・中等教育及び職業訓練と生涯学習への投資は、個人及び社会の発展と、将来の労働生活に向けた準備のために必要不可欠である。万人の教育は、児童労働をなくし、貧困を撲滅する効果的な手段である。

33. 教育、職業訓練、中核的な技能（識字能力、数理的思考能力等）、労働市場サービスと労働経験と労働権の認識及び労働安全衛生は、若者のエンプロ

イアビリティ（雇用可能性）を増す包括的な政策の必要不可欠な要素である。教育と職業訓練政策は広範な基盤をもち、雇用政策に関連したもので、職場で利用される中核的スキル開発に関連するべきである。教育制度の中心的な機能は、若者のエンプロイアビリティを高めるスキルを漸進的に開発することである必要がある⁽²⁾。

34. 労働市場での高度化するスキルへの需要に対応する職業教育と生涯にわたる訓練と、訓練を仕事と組み合わせる徒弟制度その他の方策は、若者のエンプロイアビリティ改善の基本的要素である。官民パートナーシップを含む多種多様なイニシアティブと人的資源開発への個別及び集団的な投資に向けた適切なインセンティブは、労働市場のニーズに職業教育・訓練が関連性あるものであることを確保する。企業は訓練投資において重要な役割を果たしうる。投資を進め、アクセスを保証する数々の機構を組み合わせる必要がある⁽³⁾。国内政策は、すべての若者に需要に対応する職業教育・訓練の機会を可能な限り広範囲に提供することを目的とすべきである。そのような政策は人的資源開発に関する条約（1975年、第142号）、人的資源開発に関する勧告（2004年、第195号）の中の関連規定によって導かれる必要がある。教育訓練当局は下記の事柄を追求

(2) 「エンプロイアビリティ（雇用可能性）の定義は幅広い。これは質の高い教育訓練及び一連の政策の主要な成果である。またこれは労働者が仕事を確保し維持し、仕事において進歩し、変化に対応し、自発的にあるいはレイオフされた場合に他の仕事を確保し、ライフサイクルの異なる時期により容易に労働情報通信技術市場に参入する能力を拡充するためのスキル、知識と資格能力を包含する概念である。個人は広範囲な教育訓練を受け、基本的かつ携帯可能な高次のスキルを身につけている（チームワーク、問題解決、術〔ICT〕、コミュニケーションと言語能力、スキルを修得する方法の学習、職業上の危険と疾病から自分と同僚を守る能力を含む）場合にもっともエンプロイアビリティが高い。こうしたスキルの組み合わせにより、個人は仕事の世界の変化に適応可能となる。エンプロイアビリティはまたディーセント・ワークを確保し維持するうえで本質的な複数のスキルにも関わる。起業家精神は雇用機会の創出ひいてはエンプロイアビリティに資することができる。しかし、エンプロイアビリティは訓練のみによって作り出される機能ではない。他にも仕事の存在、質の高い仕事の充実、持続可能な雇用を導き出す一連の方策を必要とする。労働者のエンプロイアビリティは雇用成長を促進する経済環境においてのみ維持可能であり、人的資源訓練及び開発への個人・集団的な投資に応じて得られる。」2000年第88回ILO総会における人的資源訓練及び開発に関する決議第9項。

(3) 2000年第88回ILO総会における人的資源訓練及び開発に関する決議第12項。

する必要があろう。

- ・ 読み書き能力、数理的思考能力などの基本的技能、また可能な場合には技術的知識を教育に盛り込み、学生に仕事の世界に移行するのに必要な基礎を身に付けさせる。
- ・ 職業指導と支援及び産業の知識と労使関係や労働安全衛生など、重要な労働問題を早期カリキュラムに組み入れる。
- ・ 教育プログラム間の移行を促進するために以前の学習内容を認知し、また関連する教育資格と履修証明の移行を通じて、職業への参入と職業開発を推進する。
- ・ 教育者と産業界の相手方を直接関与させ、学生の産業界との接触を奨励することにより、教育が労働市場のニーズによりよく対応できるようにする。学校教育の後期に学習と仕事または労働経験を組み合わせるプログラムを実施することで、学生と使用者を接触させることができる。

35. 官民の職業紹介サービスは職業指導と相談を提供すると共に、最新の労働市場情報を与え、若者が仕事を探し、確保し、とどまることを支援する。必要に応じ、公共の職業紹介事業を強化する必要がある。

36. 雇用政策（補足規定）に関する勧告（1984年、第169号）の関連規定を考慮に入れ、積極的労働市場政策とプログラム（ALMPs）は最初の雇用ならびに雇用への再参入を大幅に促進することができる。労働市場プログラムは若者及び、とりわけ不利益な立場にある若者を対象にし、あるいは個人のニーズに

応じて主流化プログラムを調整することができる。ALMPsは的を絞ったものであればより効果的で、地域の雇用状況を慎重に分析し、意図された受益者の具体的な要望に合ったものとなる。また、実際の仕事需要につながり、受益者の能力、技能、持続可能な雇用機会を改善する方策が含まれるものとなる。

37. 若者の失業者と不完全就業者を支援する社会給付プログラムが存在しない場合には設立される必要がある。社会給付プログラムは仕事探しと労働市場の効率性に資するべきものである。とはいえ、公共政策は若者がディーセント・ワークか教育に可能な限り早く移行することを後押しする必要がある。

38. 政府は若者のディーセント・ワークを推進する政策とプログラムの成果を定期的に監視し評価する責任を担うべきである。確立された基準に照らして成果を評価することは前進するための確立された手法である。何が機能するか、しないか、及び若年雇用政策とプログラムの関連性、実効性と効率性についての知識をとりまとめ、広範かつ創造的に普及させるべきである。政労使が国際労働基準の適用が欠如している仕事の領域を特定するうえで支援する方策は重要であり、開発が促されるべきである。

若者のディーセント・ワークへの道を 推進するILOの活動計画

39. ILOの若年雇用に関する事業については、ディーセント・ワーク・アジェンダがそのパラダイムを、そして世界雇用戦略（10の中核的要素と横断テーマを含み⁽⁴⁾、若年雇用ネットワーク〔YEN〕の中の4つの「E」⁽⁵⁾を含む）が政策の柱を提供する。

(4) 開発途上国の生産的雇用と市場アクセスに向けた貿易投資の推進。生産性の向上、雇用創出と生活水準向上のための技術変化の推進。持続可能な生計に向けた持続可能な開発の推進。成長と雇用に資するマクロ経済政策を確保するための政策統合に向けた呼びかけ。起業家精神を通じたディーセント・ワーク。知識技能の改善を通じたエンプロイアビリティ。雇用、変化における安全保障、平等、貧困削減に向けた積極的労働市場政策。生産要素としての社会保護。労働安全衛生における安全保障と生産性相互の相乗効果。貧困削減と開発に向けた生産的雇用。

(5) エンプロイアビリティ、機会平等、起業家精神、雇用創出

40. ILOは社会的パートナーと関係する国際機関との密接な協力のもとに、若者のディーセント・ワークを推進する若年雇用ネットワークの中で先導的な役割を果たし続けるべきであり、YENの事業を本結論と同調させる必要がある。ILOはYENの拡大を推進しつづけ、より多くの開発途上国と先進国双方を参加させる必要がある。ILOは政労使の完全なコミットメントを得て、これらの結論に効力を与える資金を確保し、YENの強力な専門的パートナーである必要がある。

41. ILOは政労使と共に、国際金融機関と国連機関とのパートナーシップを強化し、若年雇用の推進を開発政策と貧困削減戦略において、また予定されている国連ミレニアム開発目標の再検討において中心に据えるようにすべきである。これにはILOのディーセント・ワーク・アジェンダと世界雇用戦略の推進が含まれるべきである。ILOは国際債務問題の解決を推進する上で役割を果たし、開発途上国への資源の流れの拡大を提唱するべきである。

42. 開発途上国に重点をおいたILOの活動計画、は3本の柱に基づいている。知識の構築、主張、技術支援である。

知識の構築

43. 若年雇用課題に対応する政策とプログラムを各国が策定するのを支援するため、ILOは若年雇用、失業と不完全就業の性格と特質についての知識を拡大する必要がある。特に各国政策・プログラムの実効性について事実データと経験的証拠を集め、各国研究と評価の結果の分析に重点が置かれるべきである。この分析には、政策介入が成功した、あるいはしなかった事例を集め、そのような経験から学んだ教訓を引き出すべきである。ILOは世界的な関係者のパートナーシップを促進し、よいパフォーマンスを推進すると共に、産業の訓練と技能開発、教育との連関と人的資源慣行など、最良慣行の経験とモデルを普及し共有するべきである。

44. ILOは若者を対象とした技術協力プロジェクトの成功を評価するためのILO戦略を含む調査アジェンダを開発し、評価の情報をプログラムの立案にフィードバックさせるべきだろう。ILOは児童労働撲滅国際計画（IPEC）など、他の若年関連の取り組みを評価した経験を参照することもできる。

45. ILOは、ILO世界雇用戦略が対象とする10の中核的要素及びこれらの中核要素と若者のためのディーセント・ワーク達成の関係に関する調査と知識の普及を強化するべきである。それは定期的に更新されるウェブサイトとデータベース、出版物、ニュースレターと実務ガイドなどを通じて行うべきである。ILOは適切な場合には他の国際機関と組み、情報及び実証的研究を収集する。

唱道（アドボカシー）及び若者の ディーセント・ワークの推進

46. ILOは若者のディーセント・ワークへの道の推進に関する一般討議の結論を普及させるべく取り組みを行う必要がある。この取り組みには社会的パートナーと共に開発した国際・地域・各国の目標を含めるべきである。取り組みの中核的な目的は、これらの結論の推進と実施であるが、それに際して、特に若い女性や他の脆弱な立場にある人々に適切な焦点を当てて若年労働者の具体的なニーズと関心を考慮しつつ、特に若者への情報提供を目標にする必要がある。政労使と共同し、ILOは以下について責任を負うべきである。

- ・雇用創出、労働者の権利とエンployアビリティ（この結論に詳述した）に焦点を当てたディーセント・ワーク推進に向けた若者を対象にした国際的な推進運動。
- ・労使と直接協働して政府、労使団体がディーセント・ワークに関する権利と責任を認識するための意識啓発のためのツールキットの開発。

ILOは、この活動を若者がもっともなじみのある学

生等若者向けメディアとネットワークなどのコミュニケーション手段を用いて若者を対象に行う必要がある。ILO理事会の雇用・社会政策委員会がこの運動を監督するべきである。

47. ILOは多国間機関その他の国際機関との協力を強化し、全ての関連する国際機関の優先事項として高く持続可能な水準の雇用成長の達成を優先事項とするための政策調整を推進するべきである。ILOはまた若者のディーセント・ワークと世界雇用戦略を、貧困削減戦略文書及びディーセント・ワーク国別プログラム、YENの国別行動計画その他国際金融機関が実施する国レベルでの活動において強調していくべきである。

48. ILOは三者構成会議を通じて若年雇用の政策・計画に関する良慣行を推進するべきである。これには若年雇用課題のジェンダー側面や、HIV/エイズにかかっている若者の特別なニーズ、障害、民族的出身、労働移動その他の特別な状況により特別不利益に直面しているものへの特別な注目が含まれる。

49. ILOは事業全般に分野横断的な若者問題の側面を与えるべきである。特に、雇用と労働の世界に関連する年齢別の内訳データを求め、ILOの調査研究、報告書に若者の側面を取り扱う具体的な節を含ませるべきである。その対象には国際労働基準及び仕事における基本原則及び権利に関するILO宣言及びそのフォローアップに関連するものも含まれる。

技術支援

50. ILOは以下のことを行うべきである。

- (i) 世界雇用戦略に基づき若者のディーセント・ワークを推進するための指導と政策助言を特に開発途上国に対して継続的に与え強化する。
- (ii) 若年雇用政策立案者と社会的パートナーの間で知識を築き、経験を交換するために定期的な地域の若年雇用技術会合を組織する。
- (iii) 技術協力プログラム、トリノのILO国際研修セ

ンターその他の手段を通じて、労使団体が若年雇用に資する政策計画の立案に効果的に参加するための能力を拡充する。

- (iv) 若い女性と男性を含むすべての労働者の恩恵に資するため、労働行政が労働法規を職場での適用促進の能力を強化する。
- (v) 開発途上国が若年雇用に関する監督業務、公共職業紹介業務、データ収集、管理と評価システムを確立し強化することを支援する。
- (vi) ドナーから追加的資金を求め、若者のディーセント・ワークを推進する技術協力プログラムを拡大する。

51. ILOは三者構成という比較優位を最大限に利用し、若者のディーセント・ワークを推進するべきである。すでに記載した政府の役割に加え、場合にに応じてILOは以下の点について労使及び労使団体を支援するべきである。

- (i) 若者が積極的な特性を仕事にもたらずとして、若者の採用を推進するために職務内容を見直す。
- (ii) 若者が他の労働者と均等な機会が得られるように、資格と経験年数のみならず技能と生産性を認識する。
- (iii) 教育訓練への投資、訓練組織への参加と学校から仕事への移行への支援を通じて、教育訓練、メンタリングを支援する。
- (iv) 産業のパートナー、若者のネットワークと若者組織と協力し、若者、学校、訓練組織と職業紹介機関に対して産業ニーズと若者の期待を伝える。
- (v) 若者と若者を雇用する人々を以下について支援する。
 - ・読み書き能力、数理的思考能力、技術的技能など基本的学習能力を発展させる。
 - ・積極的に仕事（雇用を教育ないし仕事経験と組み合わせたエントリーレベルの仕事も含む）の機会を探す。

・労働の世界の責任とキャリア開発に向けて準備し、エンプロイアビリティを与える技能、または技術的職業訓練を通じたまたは職場で技能の向上をはかる。

52. ILOは、若年労働者及びその使用者に向けて手を差し伸べて関与させ、彼らの具体的なニーズが団

体交渉を含む社会対話プロセスで考慮されるよう確保することに向けた労使団体の能力を強化するための取り組みを支援するべきである。

付録 労働及び若者に関係する国際労働基準一覧 (略)

御茶の水書房

113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>

中国朝鮮族への旅 中朝国境の河、鴨緑江、豆満江、北岸紀行
滝沢秀樹著
中国の改革・開放政策のもとで激しく変動する中朝国境の朝鮮族社会の現状を把握するのが旅の学術的自的であった。 二七三〇円税込

恐慌と不況
中村泰治著
通説や関連する諸々の議論を含め、新たな問題点によって検討し、宇野浩二の議論を再構成しよりの整備された恐慌論を提示。 五八八〇円税込

●占領期の日本労働運動史・労使関係史の基礎資料
法政大学大原社会問題研究所編 AS判・三九〇頁・六八二五円税込

証言 産別会議の運動
産別会議の運動家の証言から産業界民主主義の展開や経済再建との関連を視野に入れた労働運動史・労使関係史の解明。 編集吉田健一

証言76 日特管労働組の活動と城北労協の結成
証言75 経済復興会議の組織と運動
証言43 新聞単一の結成と「二一」
証言21 印刷出版労働組の結成と運動
証言10 電産一〇月闘争と電産型賃金
証言4 産別民同の結成と「二一」
証言3 三菱重工下丸子労働組の結成と活動
証言2 日特管労働組の活動と城北労協の結成

佐藤茂久次・松尾洋

●戦後日本の起点で活躍した改革派ジャーナリストのオーラル・ヒストリー
法政大学大原社会問題研究所編 AS判・四四〇頁・六九三〇円税込

証言 占領期の左翼メディア
戦後の民主化に夢と希望を託し、高い理想をもって新生日本の建設を言論・報道において担おうとするジャーナリストの社会変革や実践と論議の背景、左翼運動の脈や秘話を知ることのできる得がたい史料。 編集吉田健一

証言21 「民衆新聞」の創刊と論議
証言19 「夕刊京都」の創刊と編集・経営
証言18 「社会新聞」の創刊と編集
証言17 「労働戦線」の創刊と編集
証言16 「読者」の創刊と編集
証言15 「人民」と「真相」の周辺——戦後革命と人民社——
証言14 「民主評論」と有賀新
証言13 「前衛」の創刊と「社会思潮」
証言12 日労系指導者の戦後と「社会思潮」

松井政吉 寺尾五郎 大島慶太郎 松尾洋 佐藤茂久次 飯島博清 本多和武 吉武三雄 吉田健一

●自由の帝国の矛盾を西歐近代の「自由主義」の原点に遡って再考
アンソニー・レヴィ著 アシエ編集委員会編 AS判・二八四頁・二〇〇〇円税込

ホスト・イラクの自由と民主主義
座談会イラク戦争後の世界秩序 土佐弘之・土佐正樹・清水耕介・十の場昭弘・仲正昌樹・I「自由の帝国」の逸説 仲正昌樹・土佐弘之・清水耕介・十の場昭弘・争後の世界システム 的場昭弘・小林誠・中島健二・武者小路公秀・清水耕介・十の場昭弘・III「ヘタモ」と民主主義 鹿島正裕・清水愛砂・村田邦夫・十の場昭弘・劉方械・野智和平・陳徳華・尹健次・IV 論壇時評 反グローバリゼーション 春日匠

10 大原社会問題研究所雑誌 No.569/2006.4